

嘉手納町町制施行 50 周年記念ロゴマーク募集要綱

1. 趣旨

嘉手納町は、令和 8 年 1 月 1 日に町制施行 50 周年を迎えます。この節目を記念し、地域の絆を強化するとともに、町内外に嘉手納の魅力を広めるさまざまな記念事業を実施するため、町全体が一丸となり、広く親しまれる 50 周年のロゴマークを募集します。

2. 応募資格

町内在住又は通学通勤者、町出身者、町にゆかりのある方、嘉手納町を応援している方
※18 歳未満の方は、あらかじめ保護者の同意を得たうえで応募ください。

3. 募集期限

フォームまたはメール：令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時まで
郵送または持参：令和 7 年 6 月 25 日（水）必着

4. 作品要件

- ・作品は、町制施行 50 周年を祝うとともに、一体感を生み出し、嘉手納町への思いを表現したもので、誰もが理解しやすく、親しみやすいデザインを求めます
- ・ロゴマークには「嘉手納町町制施行 50 周年記念」がイメージできる文字を使用してください
- ・既存のキャラクターは使用不可とします（「嘉手納町キャラクター野國いもっち」）
- ・看板、パンフレット、ポスター、ウェブサイト、SNS 等での使用のほか、町が認める事業に対してもその使用を許可する予定
- ・文字は漢字、片仮名、平仮名、英語表記等自由とします。（例：嘉手納、かでな、Kadena など）
- ・デザインは、縦横比が 1:1 程度となるようにし、色数に制限はありませんが、白黒（または単色）での印刷や表示、または縦 20mm×横 20mm 程度に縮小しても識別可能なように配慮してください
- ・盗作や模写、または既に発表された作品と判断された場合、発表後であっても入賞は取り消しとなり、次点の作品が最優秀賞となります
- ・作品に込めた趣旨（デザインの説明）を記載してください

5. 応募規定

- ・プロ、アマチュアは問いません
- ・応募作品は、未発表作品のものに限ります
- ・応募は、個人で 1 点の応募とします
- ・作品提出にかかる費用については応募者の負担とします
- ・応募作品は、返却いたしません、ご了承ください
- ・作品の中に第三者が著作権、肖像権等の権利を有している著作権物等を利用しないこと
- ・著作権・肖像権の問題が生じないよう十分注意し、問題が生じた場合は、応募者の責任に

において処理、解決することとし、町は一切の責任を負いません

・他コンテスト等との二重応募または類似作品、また、過去に他のコンテスト等で入賞した作品は不可とします

・国外からの応募はできません

6. 応募方法

1) フォームの場合

嘉手納町ホームページや嘉手納町LINE公式アカウント等にリンクのある応募フォームから応募。

【応募フォーム】

<https://logoform.jp/f/fOd6n>

2) メールの場合（容量10MB まで）

件名を「町制施行50周年記念ロゴマーク応募」として作品と、応募用紙（必要事項を記入）を共に添付。

メールでの応募は、応募用紙データ（ワード形式）とロゴマークデータの両方を提出してください。応募用紙データ（ワード形式）にロゴマークを貼り付け、必要事項を入力してください。

ロゴマークデータの形式はPhotoshop又はAdobe Illustratorのいずれかのアプリケーションを使用し、保存形式は「ai」、「eps」、「png」又は「jpeg」ファイルとし容量は10MB以内とします。

【メール】 teiju@town.kadena.okinawa.jp

3) 郵送または持参の場合

所定の応募用紙に必要事項を記入し、作品はCD-R 等に記録し、応募用紙と共に提出。

持参、封書による郵送で原稿を紙で提出する場合、折り目がついたものは不可とします。

送付先：〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 企画財政課 定住対策係

7. 諸権利

受賞者は、入賞作品に係る著作権※7（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）及び知的財産権※8（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条に規定する権利をいう。以下同じ。）を町に無償で譲渡し、以後、著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとします。

8. 審査方法

実施本部において、応募のあった全作品から上位4作品を決定します。上位4作品の中から、一般投票により最優秀作品（実際にロゴマークとして使用する作品）1点を決定します。一般投票は、Web等による投票とします。

9. 結果の公表

一般投票により決定した1作品を広報かでなや町ホームページ等にて公表（報告）します。

10. 最優秀作品の取り扱いについて

嘉手納町町制施行50周年記念事業のシンボルとして、町が主催、共催する各種事業の周知啓発活動、広報紙及びホームページ、各種印刷物、各種PR等に活用します。

11. 個人情報の取り扱い

応募作品にかかる個人情報については、作品の審査・発表・表彰・応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。

作品展示の際には、氏名、ロゴマークデザインの説明を公表します。

12. 応募・問い合わせ先

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 企画財政課 定住対策係

電話：098-956-1111（内243）

メール：teiju@town.kadena.okinawa.jp